

# 目 次

I

諮問事項

II

清水港の概要

III

**第 1 号議案：港湾計画の輕易な変更**

IV

第 2 号議案：臨港地区内の分区の変更

V

第 3 号議案：臨港地区内における構築物建設許可

VI

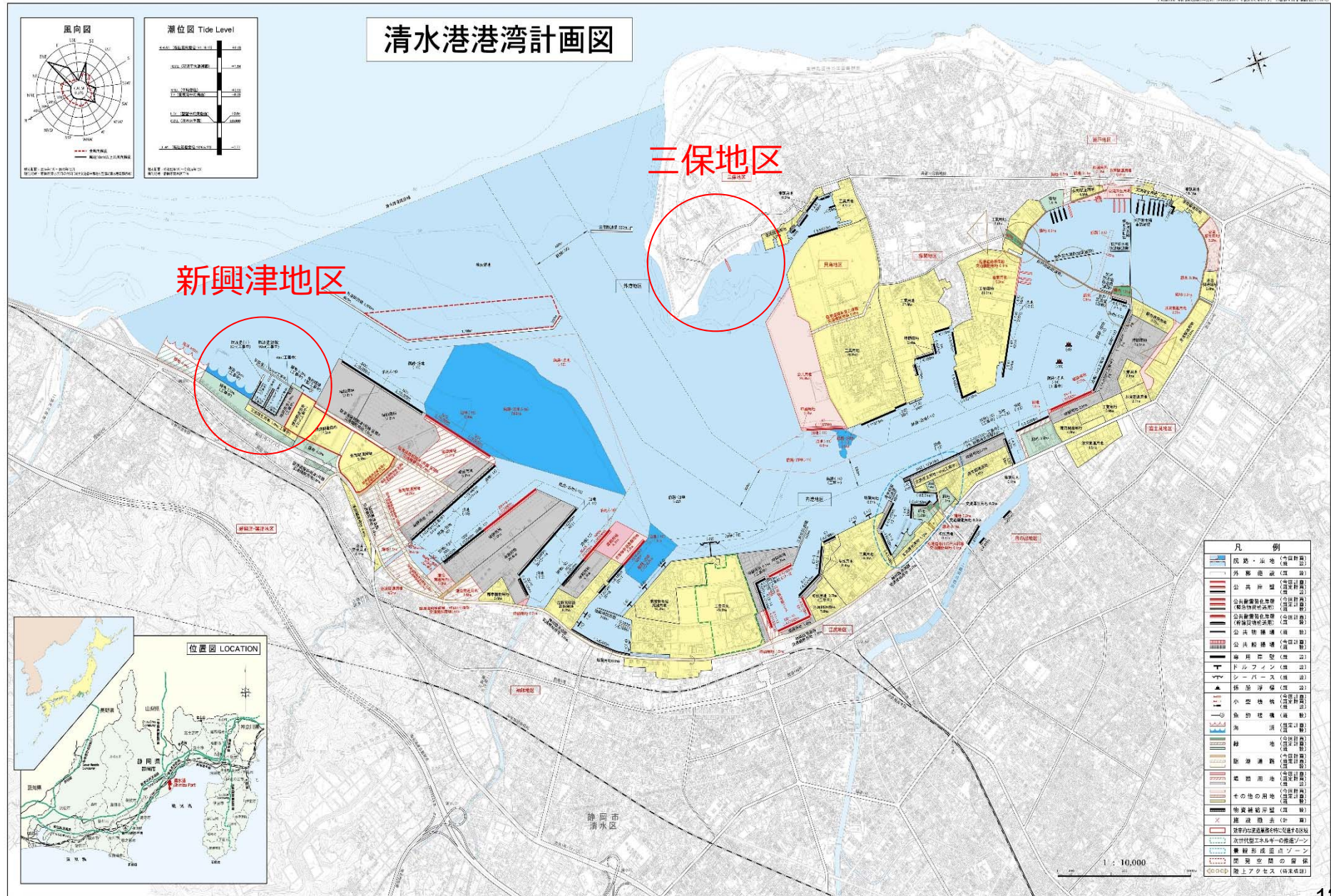
田子の浦港の概要

VII

第 4 号議案：臨港地区・分区の指定

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の軽易な変更（清水港） ～変更箇所～

令和3年4月1日



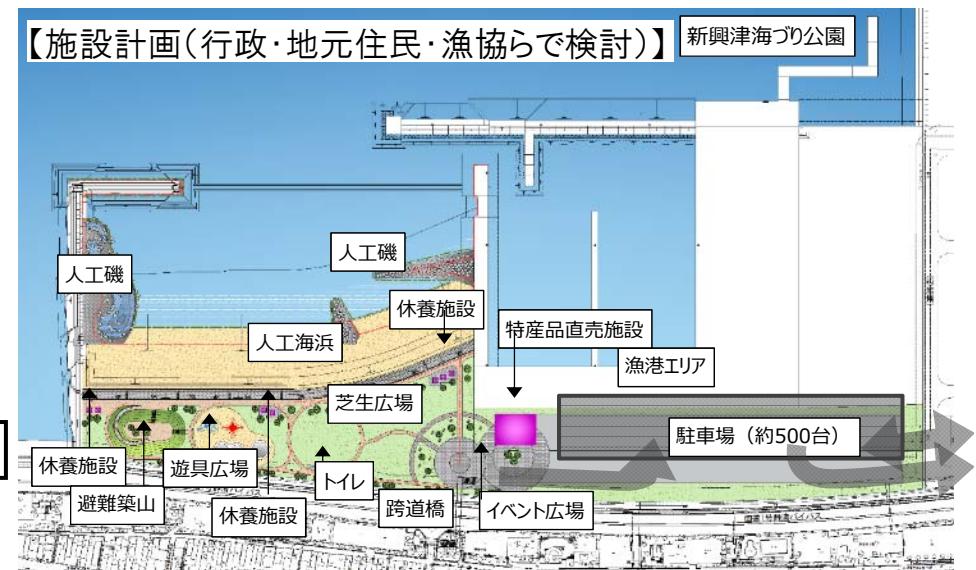
# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～新興津地区～

- 新興津地区は、地元要望である人工海浜や緑地、海づくり公園を整備し、磯遊びや釣りなど海洋レクリエーションの振興を図るとともに、漁業関係者や海上バス事業者の要望である小型船だまりの整備など、賑わい・交流拠点の創出を目指している。
- 今回は、**漁業者や海上バス事業者、地元からの要請及び船舶の大型化に対応**するため、既定計画を変更する。

## 新興津地区の完成イメージ



## 施設利用計画



昭和35年頃の砂浜



海釣り公園  
(イメージ)



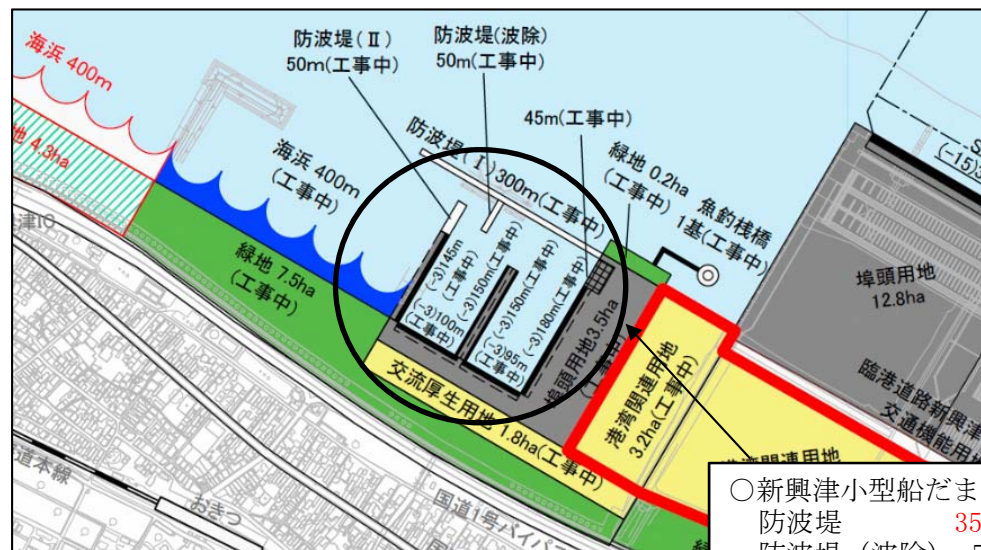
磯遊び  
(イメージ)

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～新興津地区～

## ■ 港湾施設の規模及び配置：再検討結果

- ①防波堤（Ⅰ・Ⅱ）延長：既定計画 350m ⇒ 今回計画 335m、延長変更
- ②防波堤（波除）延長：既定計画 50m ⇒ 今回計画 50m、配置変更

既定計画



○新興津小型船だまり  
 防波堤 350m (工事中) [既設]  
 防波堤 (波除) 50m (工事中) [既設]

今回計画(案)



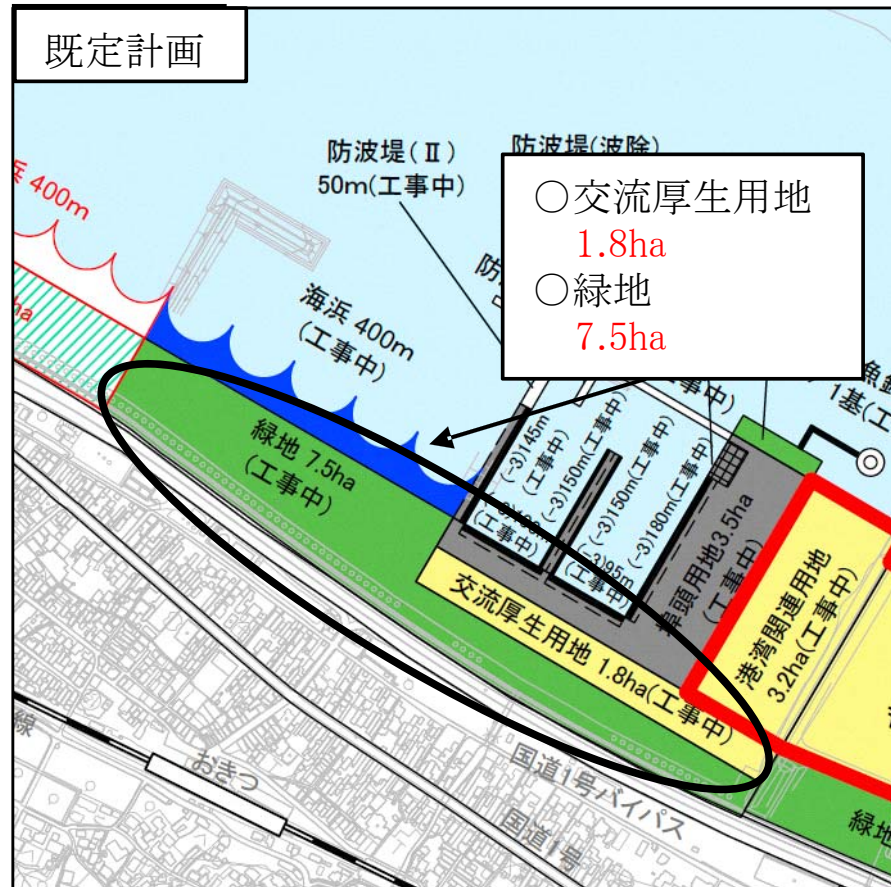
○新興津小型船だまり  
 防波堤 335m (工事中) [既定計画の変更計画]  
 防波堤 (波除) 50m (工事中) [既定計画の変更計画]

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港）～新興津地区～

## ■土地利用計画：再検討結果

変更前	用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
	地区名							
	新興津・興津	56.0	41.5	1.8	4.8	8.0	18.7	126.0

変更後	用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
	地区名							
	新興津・興津	56.0	41.5	1.5	4.8	8.0	19.0	126.0

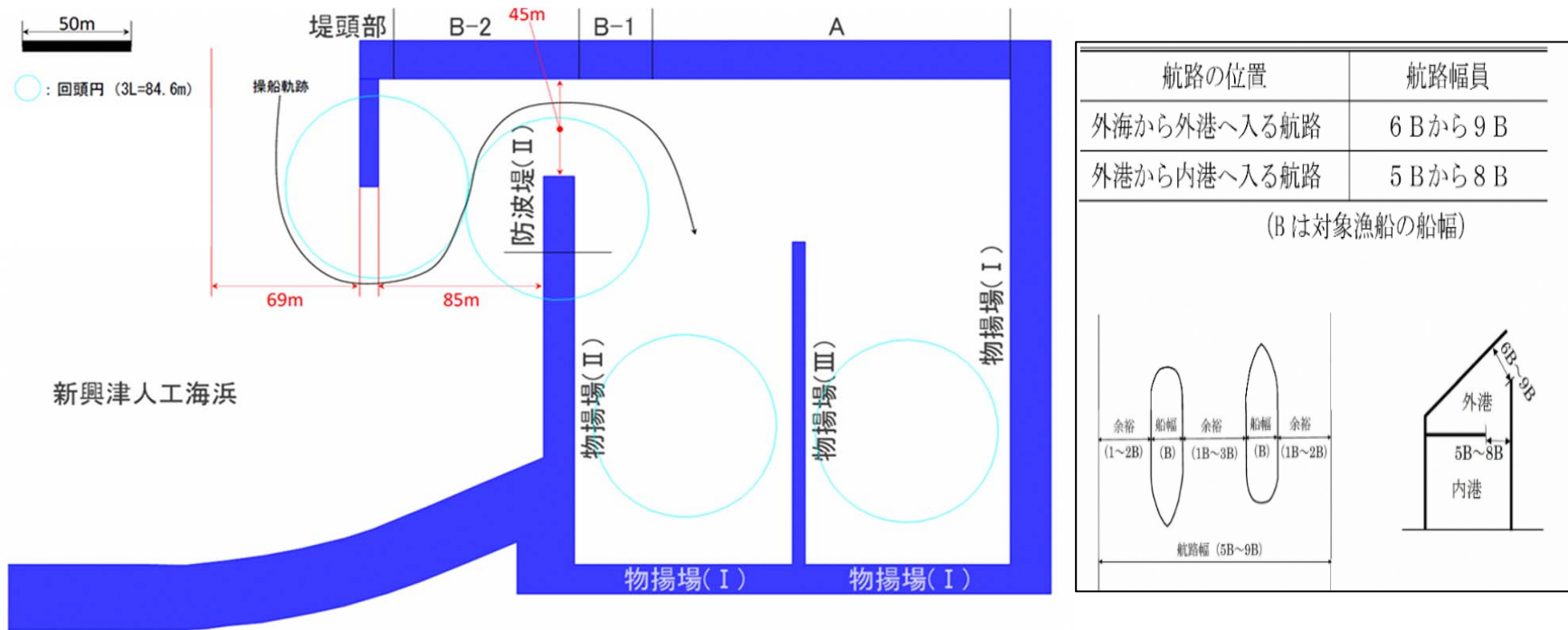




# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～新興津地区～

## ■ 航路幅等の設定根拠図

- ▶ 小型船だまりの航路幅等の設定根拠は、以下のとおり。  
 旅客船(海上バス)の必要航路幅は、**45m**以上必要。(浚渫船は42m ※すれ違いなし)

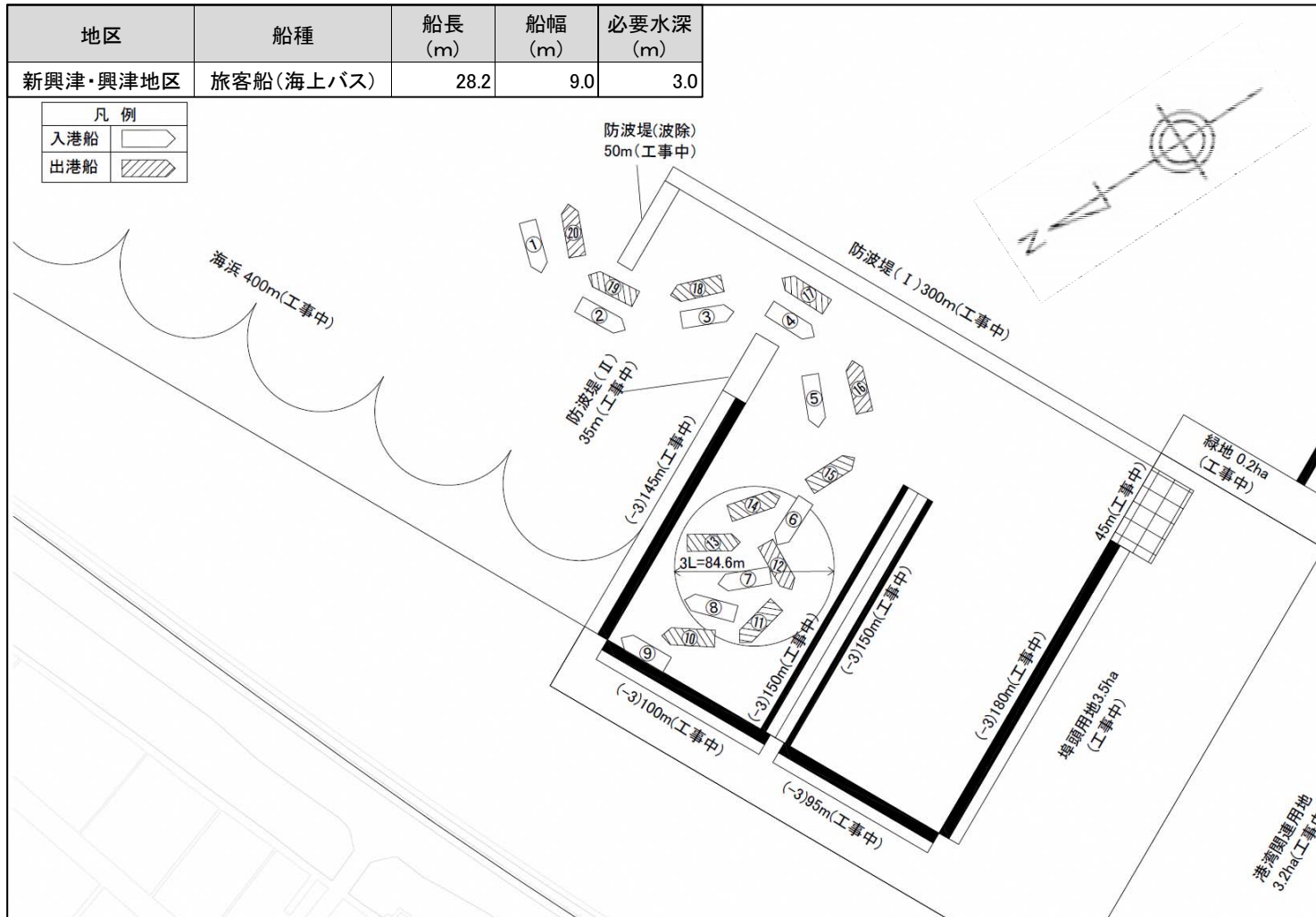


船種	L=船長 (m)	B=船幅 (m)	必要水深 (m)	備考
通常時 旅客船	28.2	9.0	3.0	漁港計画基準 5.0B = 5.0 × 9.0 = 45.0m ※港湾技術基準 1.5L = 1.5 × 28.2 = 42.3m < 45m
緊急時 浚渫船	21.0	14.0	2.2	緊急時：すれ違い想定なし 漁港計画基準 3.0B = 3.0 × 14.0 = 42.0m < 45m ※港湾技術基準 1.5L = 1.5 × 21.0 = 31.5m < 45m

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～新興津地区～

## ■ 操船例図

➤ 今回変更する小型船溜まりに係る操船例図は、次のとおり。





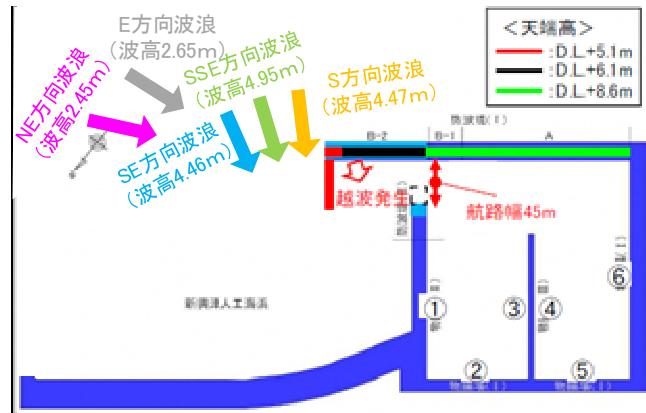
# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～新興津地区～

## ■ 静穏度解析結果

➤ 今回変更する小型船だまりの静穏度は次のとおりである。

船溜まり前面の波浪条件 (50年確率波)			
波向	SE	SSE	S
波高 H (m)	4.46	4.95	4.47
周期 T (s)	11.82	16.83	17.10
入射方向	N128.2° E	N134.6° E	N137.7° E

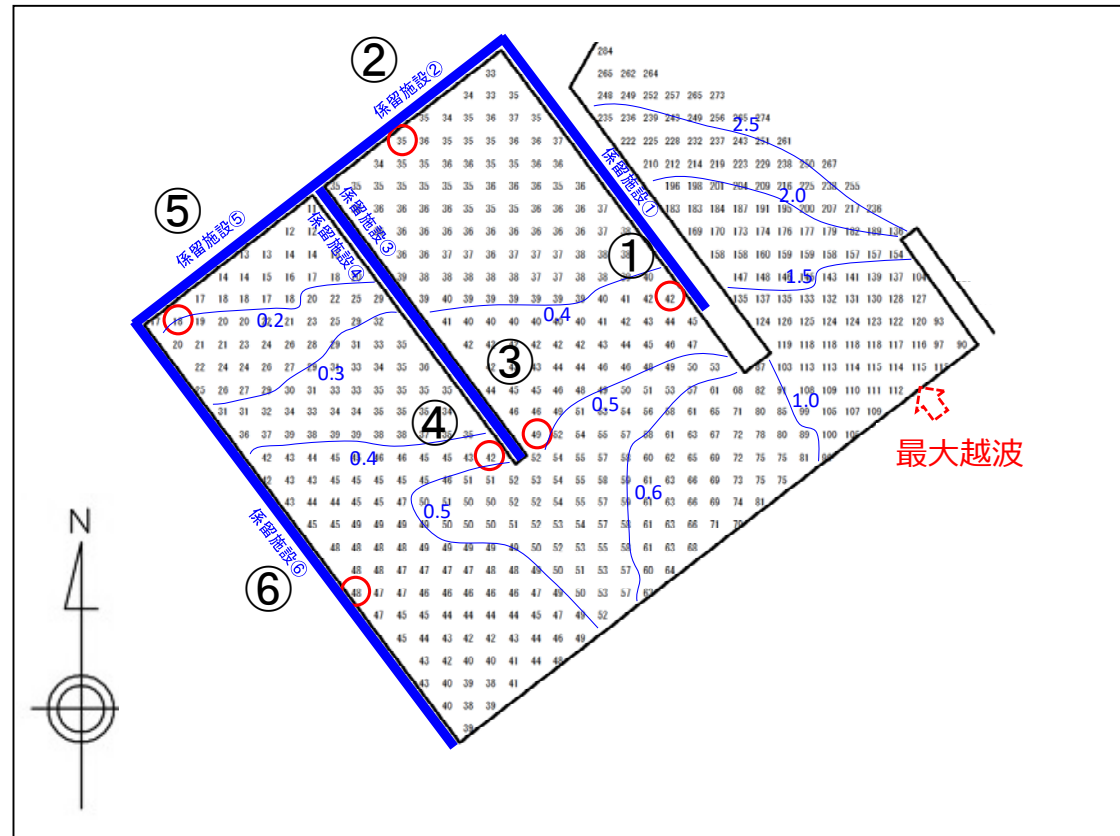
上記の波浪を入射させて静穏度を検討



いずれも荷役限界波高0.5m以下の解析結果を得られ、漁協承諾済み。

表：変更後の係留施設前面の波高 (m) ※荷役限界波高0.5(m)

波向	①	②	③	④	⑤	⑥
SE	0.29	0.24	0.38	0.33	0.13	0.37
SSE	0.42	0.35	0.49	0.42	0.18	0.48
S	0.34	0.30	0.41	0.36	0.16	0.41



図：変更後の係留施設前面の波高 (m) ※図中内の波高数字は (cm)

# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～三保地区～

## 【既定計画】

- “賑わい”等の各拠点間の移動の利便性向上を図るため、折戸地区及び三保地区において、海上バスの発着場となる棧橋を整備する。
- アクセスの向上により、来訪者の各拠点間の回遊性を高める。

### ・水上バスによる港内各賑わい拠点の連結

### ・太平洋岸自転車道との結節

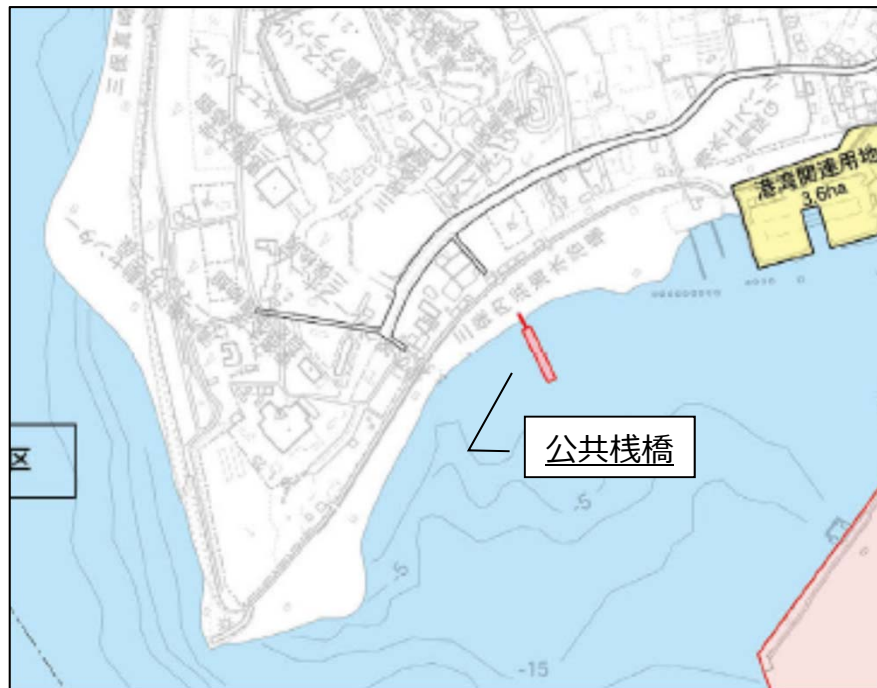


# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～三保地区～

## 【変更内容】

- ①船舶の大型化への対応や利便性の向上を図るため、棧橋部に**航路泊地**を位置付け
- ②棧橋のアクセス性の向上を図るため、**臨港道路**を位置付け

## 【既定計画】 R3.3改訂時



## 【今回計画案】



### 公共棧橋 利用想定船舶

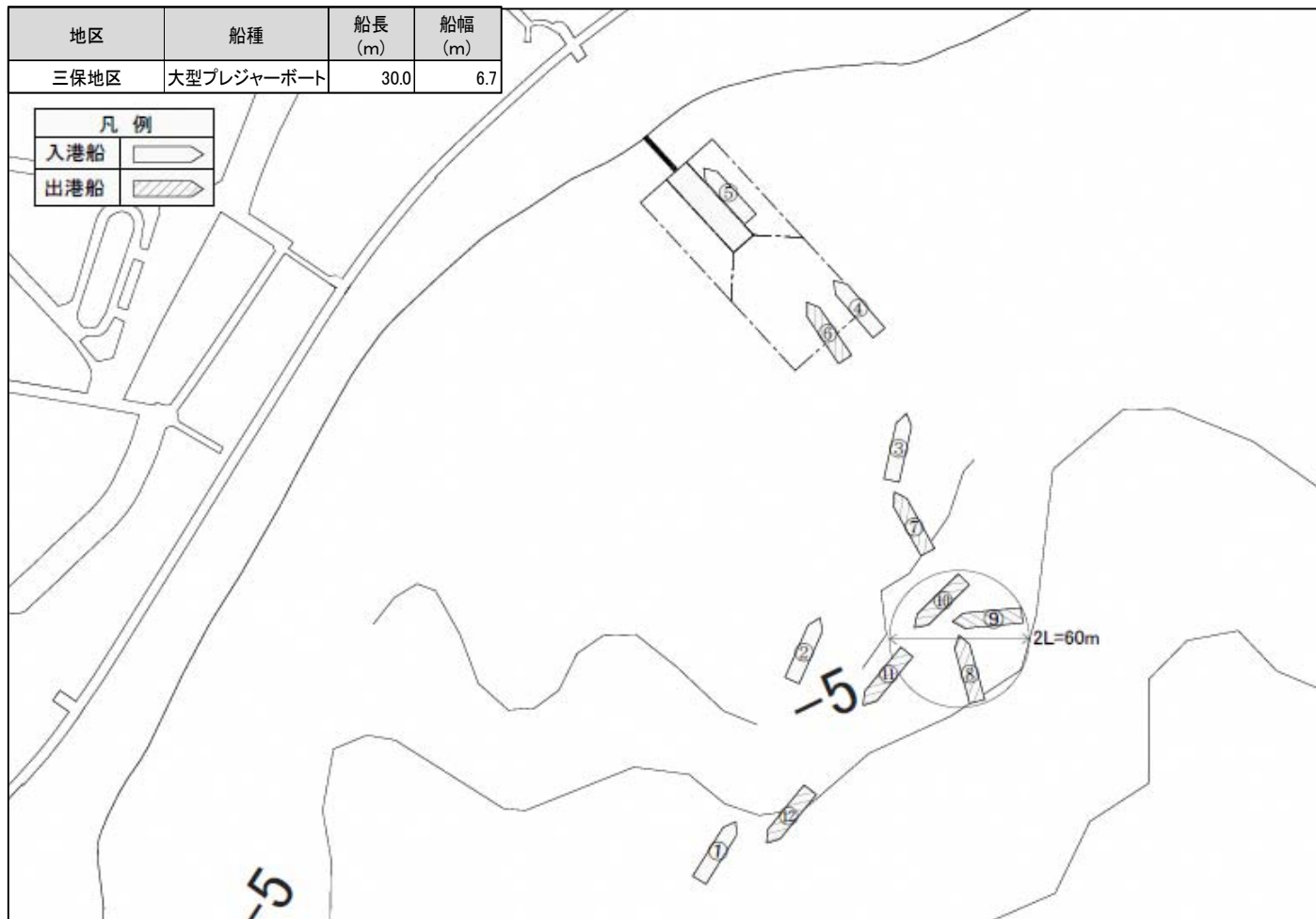
- ・30m(100フィート)程度以下の大型プレジャーボート
- ・海上バス
- ・遊覧船

泊地	船舶の停泊又は回頭のみに使用する水域
航路・泊地	船舶の停泊又は回頭に使用し、かつ通航にも使用する水域
交通機能用地	陸上及び航空交通の用に供する用地

### Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～三保地区～

#### ■ 操船例図

➤ 今回計画する泊地及び航路・泊地に係る操船例図は、次のとおり。



# Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～三保地区～

## ■ 土地利用計画の変更

変更前	用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
	三保	0.5	3.6		4.8			8.9

変更後	用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
	三保	0.5	3.6		4.8	0.1		9.0



### Ⅲ 第1号議案：港湾計画の変更（清水港） ～環境影響評価～

#### ■ 港湾の環境の保全

対象	港湾計画の軽易な変更に伴う影響と評価
大気質	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 負荷が著しく増大するものではないことから、影響は軽微であると考えられる。</li></ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 港湾からの発生集中交通量は著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。</li></ul>
潮流	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 造成される土地は港内側に位置しており、潮流の大きな変化も想定されないことから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。</li></ul>
水質・底質	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 潮流の大きな変化も想定されないことから、水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。</li></ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大気質、水質・底質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。</li></ul>
総合評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。</li><li>・ なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。</li></ul>

# 目 次

I

諮問事項

II

清水港の概要

III

第1号議案：港湾計画の輕易な変更

**IV**

**第2号議案：臨港地区内の分区の変更**

V

第3号議案：臨港地区内における構築物建設許可

VI

田子の浦港の概要

VII

第4号議案：臨港地区・分区の指定

いっしょに、未来の地域づくり。New Public Engineering for SHIZUOKA

## IV 第2号議案：臨港地区内の分区の変更 ～はじめに～

### 1 臨港地区とは

- 港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（水域）と一体として機能すべき陸域で、都市計画法の規定により臨港地区と定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区

### 2 分区とは

- 港湾管理者は、臨港地区内に分区を設け、分区内における建築物その他の構築物の用途を規制するとともに、当該分区の目的を著しく阻害する構築物を除去することができる。

### 県条例<sup>(※)</sup>で定められた分区の種類と概要

種類	概要
商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業施設を設置することを目的とする区域
漁港区	水産物を取扱わせ、又は、漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
バンカー港区	船舶用燃料貯蔵及び補給を行わせることを目的とした区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利用の用に供することを目的とする区域
修景厚生港区	その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

(※) 静岡県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例



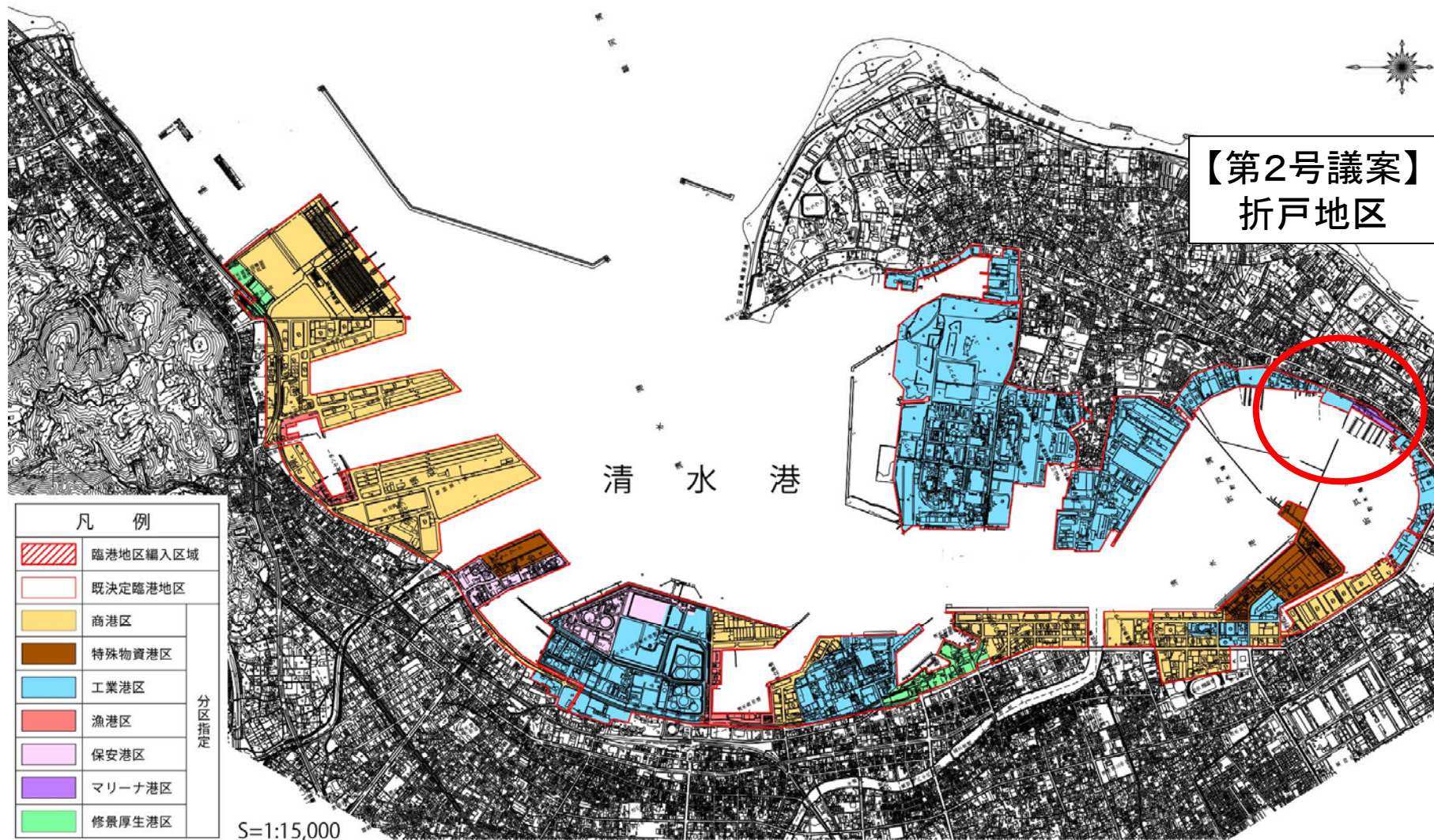
## IV 第2号議案：臨港地区内の分区の変更 ～はじめに～

### 土地利用計画で定める土地利用区分

区分	概要
埠頭用地	係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降旅客の取扱等を行うための用地
港湾関連用地	港湾における物流・人流などの輸送活動の増進を図り、また、これらの活動を支援する施設の用地
交流厚生用地	港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地
工業用地	工業の用に供する用地及びこれに付随する施設のための用地
都市機能用地	都市機能の用に供する用地
交通機能用地	陸上及び航空交通の用に供する用地
危険物取扱施設用地	石油、ガス等危険物を取り扱う用地（工業の用に供するものは除く）及びこれに付随する施設のための用地
緑地	緑地（緩衝緑地を含む）、広場、植栽等の用地
廃棄物処理施設用地	港湾において廃棄物の処理を行う施設の用地
海面処分用地	廃棄物や浚渫土砂を埋立てにより処理するための区域
公共用地	将来の公共埠頭、掘り込み水路等のための用地

# IV 第2号議案：臨港地区内の分区の変更 ～分区全体図～

【臨港地区・分区 指定図】



# IV 第2号議案：臨港地区内の分区の変更 ～折戸地区～

○ 工業港区の交流厚生用地内において、分区を変更する。 工業港区 ⇒ マリーナ港区へ

【現況】



●工業港区：  
工場その他工業施設を設置することを目的とする区域

●マリーナ港区：  
スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利用の用に供することを目的とする区域

【変更案】

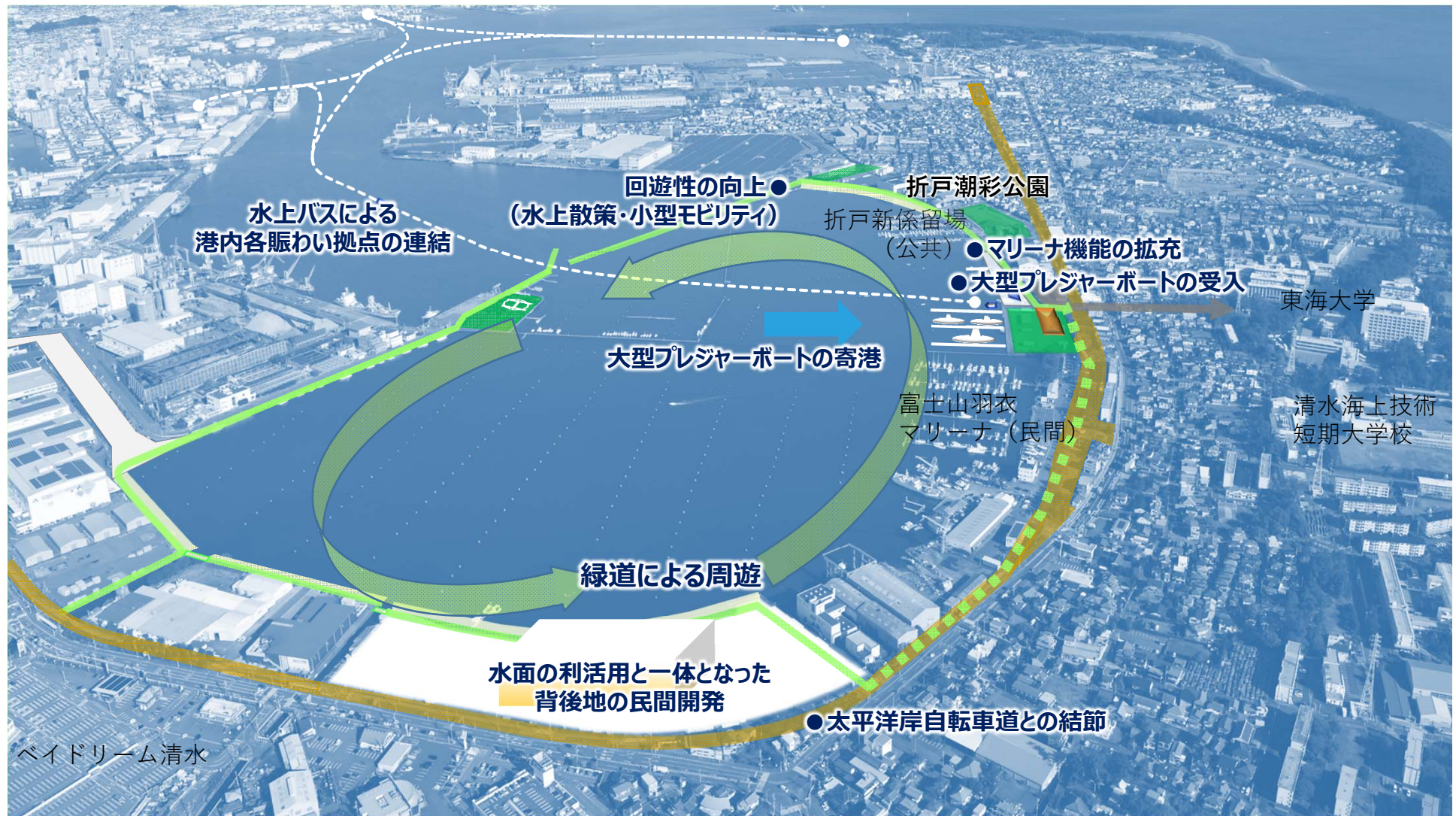


凡 例		
	分区の変更	
	既決定臨港地区	
	商港区	分区指定
	特殊物資港区	
	工業港区	
	漁港区	
	保安港区	
	マリーナ港区	
	修景厚生港区	

## IV 第2号議案：臨港地区内の分区の変更 ～折戸地区～

○折戸湾周辺の既存サイクリングロードに加え、折戸防波堤や湾内護岸に緑道を設置するとともに、駐車スペースを備えた緑道を配置し、周遊可能な「水辺のプロムナード」を整備する。

○緑道の整備や土地利用の計画の変更により、背後地の民間開発を促し、人々が集まる良質なリゾートを形成する。



# IV 第2号議案：臨港地区内の分区の変更 ～折戸地区～

港湾計画図(現況)



■交流厚生用地：  
 港湾を通じた人的・経済的な国内外の  
 様々な交流活動を推進するとともに、  
 港湾におけるレクリエーション活動の  
 用に供する施設及びこれに付随する  
 施設のための用地

航空写真(R4.1)

